

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号）

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）  
第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を次のように定め、同法の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

この指針は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義

情報通信技術の分野における技術革新が急速に進展する中、特定高度情報通信技術活用システムは、これからの社会の重要な基盤となることが見込まれる。当該システムについて、サイバーセキュリティを確保しつつ、安全・安心かつ早期の普及を図ることは、我が国における産業基盤の整備に加え、地方

創生及び地域の課題解決の観点からも重要であり、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を促進することが必要である。また、国際的な取組との整合性も図りつつ、こうした措置の実施による安全・安心な特定高度情報通信技術活用システムの普及を進めることは、我が国の安全保障にも寄与するものである。

## 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の基本的な方向

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、当該システムの安全性・信頼性及び相互接続性・相互運用性を確保しつつ、当該システムが安定的に供給されることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

## 第二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項

第一に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項を定める。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システム（以下「一号システム」という。

）の開発供給の内容

一号システムの開発供給の内容は、次の1から3までのいずれにも該当するものとする。

1 開発供給を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う事業者において、サイバーセキュリティを確保するための規程を策定した上で、開発供給を行う一号システムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

(2) 開発供給を行う事業者において、開発供給した一号システムの導入を行う事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年年度版）」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成三十年十二月十日関係省庁

申合せ)」並びに「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号）」及び「ローカル5G導入に関するガイドライン（令和元年十二月総務省策定）」等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

(4) 国際的な取組（プラハ5Gセキュリティ会議等）の考え方に基づき、開発供給を行う事業者の信頼性を確保するため、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

ロ 開発供給を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

ハ 外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと。

2 開発供給を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に基づき、準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

3 開発供給を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該

当すること。

(1) 開発供給を行う一号システムについて、サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画並びに保守及び管理の方針が整備されていること。

(2) 一号システムの開発供給に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

(3) 一号システムを安定的に供給するため、当該システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守すること。

## 二 一号システムの開発供給の促進のための方策

1 国は、一号システムの認定に当たり、中小企業者等も含めた幅広い事業者による開発供給が促進されるよう、一号システムの特性等を考慮するとともに、認定開発供給事業者が認定開発供給計画に従って一号システムの開発供給を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、一号システムが様々な分野で地域の課題解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資するよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 三 一号システムの導入の内容

一号システムの導入の内容は、次の1から4までのいずれにも該当するものとする。

1 導入を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、一号システム導入計画に係る事業を所管する省庁に対し、速やかに報告を行うための体制が整備されていること。

(2) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制が整備されていること。

(3) 全国5Gシステムにあつては、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」の認定を受けて「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」に留意し、ローカル5Gシステムにあつては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

2 導入を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

3 導入を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 我が国における安定的な一号システムの導入を確保するため、当該システム導入に係る国内関係法令を遵守すること。

(2) 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等が整備されていることを確認すること。

4 導入を行う一号システムを構成する無線設備、交換設備及び伝送路設備（交換設備及び伝送路設備については、ローカル5Gシステムに限る。）が、一号システム開発供給計画の認定を受けたものであること。

#### 四 一号システムの導入の促進のための方策

1 国は、一号システムの認定に当たり、中小企業者等も含めた幅広い事業者による導入が促進されるよう、一号システムの特性等を考慮するとともに、認定導入事業者が認定導入計画に従って一号システムの導入を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、一号システムが様々な分野で地域の課題解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、新た

な事業の創出及び事業の革新の促進に資するよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

五 法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システム（以下「二号システム」という。

）の開発供給の内容

二号システムの開発供給の内容は、次の1から3までのいずれにも該当するものとする。

1 開発供給を行う二号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う事業者において、サイバーセキュリティを確保するための規程を策定した上で、開発供給を行う二号システムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

(2) 開発供給を行う事業者において、開発供給した二号システムの導入を行う事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプラ

イチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

(4) 開発供給を行う事業者の信頼性を確保するため、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

ロ 開発供給を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

ハ 外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと。

2 開発供給を行う二号システムについて、他システムとの接続可能性のあるインターフェースを用いるなど、当該システムの相互接続性・相互運用性が確保されていること。

3 開発供給を行う二号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う二号システムについて、サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画並びに保守及び管理の方針が整備されていること。

(2) 二号システムの開発供給に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

(3) 二号システムを安定的に供給するため、当該システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守すること。

#### 六 二号システムの開発供給の促進のための方策

1 国は、二号システムの認定に当たり、中小企業者等も含めた幅広い事業者による開発供給が促進されるよう、二号システムの特性等を考慮するとともに、認定開発供給事業者が認定開発供給計画に従って二号システムの開発供給を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、二号システムが様々な分野で地域の課題解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資するよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 七 二号システムの導入の内容

二号システムの導入の内容は、次の1から4までのいずれにも該当するものとする。

1 導入を行う二号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、二号システム導入計画に係る事業を所管する

省庁に対し、速やかに報告を行うための体制が整備されていること。

(2) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

2 導入を行う二号システムについて、他システムとの接続可能性のあるインターフェースを用いるなど、当該システムの相互接続性・相互運用性が確保されていること。

3 導入を行う二号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 我が国における安定的な二号システムの導入を確保するため、当該システム導入に係る国内関係法令を遵守すること。

(2) 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等が整備されていることを確認すること。

4 導入を行う二号システムを構成する小型無人機及び操縦装置が、二号システム開発供給計画の認定

を受けたものであること。

#### 八 二号システムの導入の促進のための方策

1 国は、二号システムの認定に当たり、中小企業者等も含めた幅広い事業者による導入が促進されるよう、二号システムの特性等を考慮するとともに、認定導入事業者が認定導入計画に従って二号システムの導入を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、二号システムが様々な分野で地域の課題解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資するよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 九 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は、特定高度情報通信技術活用システムの導入に当たり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることに最大限の配慮をするよう努めるものとする。

#### 第三 特定半導体生産施設整備等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

##### 一 特定半導体生産施設整備等の促進の意義

デジタル化が急速に進展する中、一号システムに不可欠な特定半導体は、自動車・医療機器等のあらゆる分野に使われ、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉となっている。他方、デジタル需要の拡大で世界的に半導体不足が顕在化していることに加え、半導体産業において世界的に水平分業が進んだ結果、グローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっている。我が国における特定半導体の安定的な生産能力の確保を図ることで、我が国における産業基盤を強靱化し、戦略的自律性・不可欠性の確保を図ることが重要である。

## 二 特定半導体生産施設整備等の基本的な方向

特定半導体生産施設整備等は、国際的に特定半導体の生産能力が限られている状況においてもその需給の変動に対応できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に係る産業の発展に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

## 第四 特定半導体生産施設整備等に関する事項

第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関す

る事項を定める。

一 特定半導体生産施設整備等の内容

特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から13までのいずれにも該当するものとする。

- 1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）第二条に規定する種類及び当該種類に応じた性能を有する半導体を生産すること。  
ただし、演算を行う半導体の生産にあつては、ゲート絶縁膜に比誘電率が七を超える材料を用いて生産すること及び当該生産に係る特定半導体生産施設整備等計画を申請する事業者のうち一以上の事業者がFinFET構造の演算を行う半導体を生産できると認められる技術水準を有すること。また、記憶を行う半導体であつて一ビットの情報の記憶に必要な電子回路の面積が千三百七十平方ナノメートル以下であるものの生産にあつては、当該生産に係る特定半導体生産施設整備等計画を申請する事業者のうち一以上の事業者が極端紫外線を用いて露光できると認められる技術水準を有すること。
- 2 特定半導体の生産の用に供される次の設備のいずれも整備すること。

(1) フォトレジスト塗布に必要な設備

- (2) ウエハ表面への露光（パターン形成）に必要な設備
- (3) エッチングに必要な設備

3 2に掲げる設備のほか、特定半導体の生産の用に供される設備を整備する場合にあつては、当該設備が次のいずれかに該当すること。

- (1) 回路又はパターン設計に必要な設備
- (2) フォトマスクの作成に必要な設備
- (3) ウエハの洗浄に必要な設備
- (4) 酸化・拡散・CVD・イオン注入に必要な設備
- (5) 平坦化に必要な設備
- (6) 電極・導線形成に必要な設備
- (7) ウエハ検査・計測に必要な設備
- (8) ウエハのダイシングに必要な設備
- (9) 生産された特定半導体の運搬を行う設備又は設備の運転若しくは工程管理に必要なソフトウェア

その他の生産に必要な関連設備

(10) 2 及び 3 (1)～(9)に該当する設備に附帯する設備

4 特定半導体の生産の用に供される施設（当該施設に附帯する施設（生産に係る事業の用に供される事務所又は倉庫その他の附帯施設）又は附帯する設備（水道用若しくは工業用水道用設備又は電気設備その他の附帯設備）を含む。）を新設、改築又は増築する場合にあっては、2 又は 3 に掲げる設備が当該施設内に整備されること。

5 特定半導体生産施設整備等を行う事業者の信頼性を確保するため、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 特定半導体生産施設整備等を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

(2) 特定半導体生産施設整備等を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

(3) 外国の法的環境等により特定半導体生産施設整備等の適切性が影響を受けるものでないこと。

- 6 特定半導体について、サプライチェーンを含む必要な生産能力確保に関する計画が整備されていること。
- 7 特定半導体生産施設整備等に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。
- 8 特定半導体を安定的に生産するため、当該特定半導体の生産に係る国内関係法令を遵守すること。
- 9 特定半導体の生産実績がない事業者が特定半導体生産施設整備等を実施するときは、当該特定半導体生産施設整備等が実施できなくなった場合に、当該特定半導体生産施設整備等を引き継いで実施すること又は特定半導体の生産を代行に行うことができる事業者を含めた実施体制が構築されていること。
- 10 特定半導体生産施設整備等を実施する事業者又は9の規定により実施体制に含める事業者が国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。
- 11 生産を行う特定半導体のサイバーセキュリティの確保に関する対策及び特定半導体の生産施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する対策が講じられていること。
- 12 特定半導体の生産施設において適切に生産が行われるよう人材を確保するものであること。

申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。

(1) コア技術及びコア技術の実現に直接寄与する公然と知られていない技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等を含む。）を整備すること。

(2) (1)に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(3) 特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、

当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(1)及び(2)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、当該取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）及び下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）の諸規定に十分配慮すること。

(4) コア技術等の技術移転により特定半導体の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。特に、特定半導体生産施設整備等計画の申請者又はそのグループ会社が行う他者又は他国に対する行為が、次の①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に相談すること。

① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを当該特定半導体生産施設整備等計画の申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

② ①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

(備考) 「他者又は他国に対する行為」とは次の(ア)から(オ)までに掲げるいずれかに該当する行為をいう。

(ア) 他者(当該特定半導体生産施設整備等計画の申請者の子会社を含む。以下同じ。)に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する

(イ) 他者に対し、コア技術等を提供する

(ウ) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う

(エ) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う

(オ) 他国において、特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力を5%以上の割合で増強する

## 二 特定半導体生産施設整備等の促進のための方策

1 国は、特定半導体生産施設整備等計画の認定に当たり、我が国の特定半導体の安定供給体制が確立されるよう、認定特定半導体生産施設整備等事業者が当該計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、特定半導体が様々な分野で活用される重要物資であることに鑑み、特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な人材教育や研究開発等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 三 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項

1 国及び新エネルギー・産業技術総合開発機構は、特定半導体生産施設整備等の促進に当たり、認定特定半導体生産施設整備等事業者及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ行うよう努めるものとする。

2 国は、特定半導体生産施設整備等の認定に当たり、特定半導体の生産施設における特定半導体の生産によって、特定半導体が国内外の需給状況に照らして過剰生産とならないよう配慮するものとする。

3 国は、特定半導体生産施設整備等において助成金を希望する特定半導体生産施設整備等計画の認定

に当たり、その額が新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の四第一項に規定する特定半導体基金の残額の範囲内となるように配慮するものとする。

- 第五 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、情報通信インフラである当該システムの投資回収に期間を要することから、また、特定半導体生産施設整備等は、生産施設の整備に期間を要すること及び当該生産施設において一定期間以上継続的に生産が行われると見込まれることから、大規模かつ中長期の資金が必要であるが、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である。このため、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画若しくは特定高度情報通信技術活用システム導入計画又は特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指

定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する。資金の貸付けを行うに当たっては、次の1及び2に該当することを要件とする。

1 認定事業者が認定開発供給計画若しくは認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

2 当該資金の貸付期間が五年以上であること。

二 公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項

1 認定事業者が指定金融機関に対して、認定開発供給計画若しくは認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業者の財務状況、資金の用途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該認定開発供給計画若しくは認定導入計画又は認定特

定半導体生産施設整備等計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

2 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令第三条に規定する金融機関の他、認定事業者に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

3 指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融资資金であることを踏まえて定めるものとする。

4 指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は、公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

5 公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関に対する貸付け

の利率は、国から公庫に対する財政投融资資金の貸付けの利率と同一の率とする。

6 公庫及び指定金融機関は、認定開発供給計画若しくは認定導入計画に従って行われる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って行われる特定半導体生産施設整備等が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

三 その他特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等に関する重要事項

1 主務大臣は、認定事業者に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることはないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。

2 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであるこ

とを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないように、必要な指導・監督を行うものとする。

附 則（令和四年二月二十八日総務省・財務省・経済産業省告示第一号）

この告示は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月五日総務省・財務省・経済産業省告示第一号）

この告示は、令和六年四月八日から施行する。